

施策目標個票

(国土交通省30-②)

施策目標	都市再生・地域再生を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 全10指標のうち5指標は目標達成に至らないが、主要な業績指標である業績指標98、99に関しては目標を達成しているため、「③相当程度進展あり」と評価した。
	施策の分析	国際的な都市間競争の激化などに対応した活力ある都市の再生に向けた施策を実施するとともに、地域が抱える様々な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けた施策を実施しているところ、主要な業績指標を中心に、数値向上に寄与しているものと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	上記施策の分析のとおり、目標達成に向けた着実な進展が見受けられるが、更なる創意工夫、努力が必要と思われる施策も存在している。よって、施策の改善を含め、引き続き、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るため、都市の再生、地域の再生に向けた施策を実施していく。

業績指標	93 全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		H23年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		毎年度
		86.7%	81.4%	79.80%	79.90%	79.90%	77.50%	B	82.0%
	年度ごとの目標値		82.0%	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%		
	94 都市再生誘発量(基盤整備等の民間投資を誘発する事業が行われた区域等の面積の合計)	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R3年度
		-	-	-	-	2,845ha	5,101ha	A	13,500ha
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	95 文化・学術・研究拠点の整備の推進(関西文化学術研究都市における立地施設数)	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R1年度
		133施設	126施設	129施設	133施設	142施設	146施設	B	150施設
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	96 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	初期値	実績値					評価	目標値
		-	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年		毎年
		-	1.10	1.18	1.04	1.02	集計中	B	1.00未満(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)
	暦年ごとの目標値		1.00未満	1.00未満	1.00未満	1.00未満	1.00未満		
	97 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		H29年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R4年度
		66%	55%	59%	65%	66%	67%	B	約80%
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
98 特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数*	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度	
	8件	8件	14件	26件	33件	38件	A	46件	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
99 立地適正化計画を作成する市町村数*	初期値	実績値					評価	目標値	
	-	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年	
	-	-	1市町村	100市町村	142市町村	231市町村	A	300市町村	
暦年ごとの目標値		-	-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	32,320	33,494	33,440	33,489		
		補正予算(b)	7,820	1,620	11,580	-		
		前年度繰越等(c)	7,598	17,861	11,323	-		
		合計(a+b+c)	47,738 <0>	52,975 <0>	56,343 <0>	33,489 <0>		
	執行額(百万円)		26,690	38,834				
	翌年度繰越額(百万円)		17,861	11,323				
	不用額(百万円)		3,186	2,818				

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等の内数がある。

学識経験を有する者の知 見の活用	国土交通省政策評価会(令和元年6月28日)
---------------------	-----------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	都市政策課 課長 倉野 泰行	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-----	--------	-------------------	----------	--------

業績指標 93

全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合

評価

B	目標値：82.0%（毎年度） 実績値：77.5%（平成30年度） 初期値：86.7%（平成23年度）
---	--

(指標の定義)

全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転出者数で除した数値
 (大都市圏から地方圏への転入者数) / (地方圏から大都市圏への転出者数)

※大都市圏・・・三大都市圏（東京圏、名古屋圏、関西圏）

地方圏・・・三大都市圏以外の地域

（東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）

(目標設定の考え方・根拠)

指標の値について、平成23年度以前の過去10年間の平均値である82%（81.9%）を目標値として、平成24年度から実施している。

(外部要因)

- ・景気の動向（都市部と地方部との景気格差拡大）
- ・総人口の減少

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

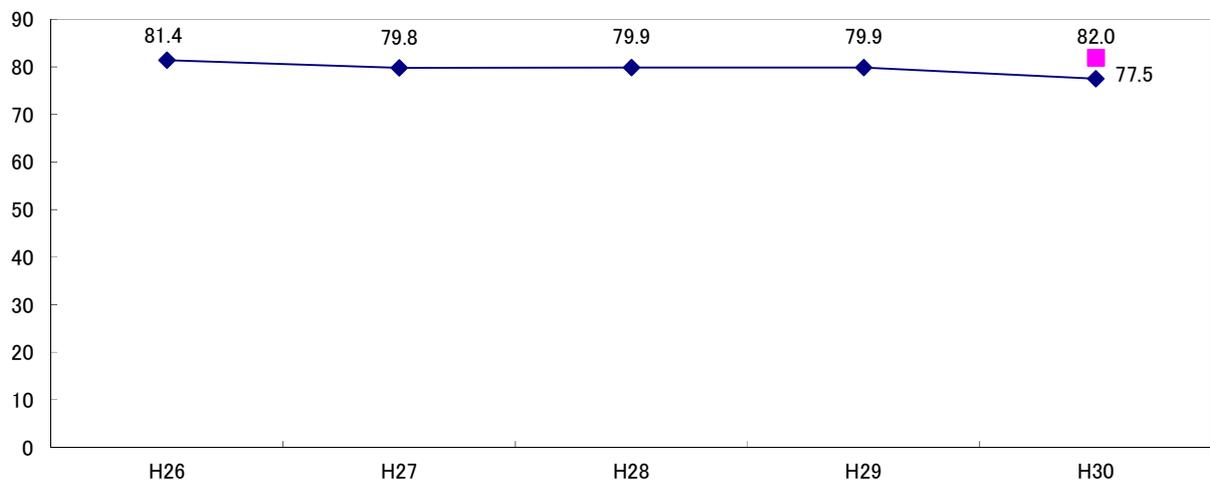
過去の実績値

(年度)

H26	H27	H28	H29	H30
81.4%	79.8%	79.9%	79.9%	77.5%

(単位)

全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率



主な事務事業等の概要

人口減少・高齢化が進む地方の中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進するため、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修に所要の補助を行う。

予算額 1 2 1 百万円（平成 3 0 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 3 0 年度の実績値は 7 7. 5 % となっている。

（事務事業等の実施状況）

- ・人口減少・高齢化が進む地方の中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進するため、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修に所要の補助を行った。
- ・市町村が行う地方体験交流プログラム等に係る情報について国土交通省HPに掲載するとともに、都市部の大学等に対して当該情報をまとめた冊子を送付するなどの情報提供を行った。
- ・平成 2 8 年度に実施した政策アセスメントである「二地域居住等の推進に向けた先進事例構築推進調査」については、二地域居住や地方移住を推進するための具体的な課題等について報告書を作成し、国土交通省HPに掲載するとともに、関係団体に情報提供を行ったところである。平成 2 9 年度の実績値は平成 2 8 年度と同じ 7 9. 9 % であったが、先進的な取り組みや課題等を周知することができ、二地域居住等の推進に資するものであったと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 3 0 年度の実績値は 7 7. 5 % となっており、目標値を下回っているため B と評価した。過去 5 カ年における実績値を見ると、やや減少傾向に見て取れる。これは、大都市圏から地方圏への転入者数が減少していることによるものであることから、今後は、大都市圏から地方圏への転入者数を拡大し、地方圏から大都市圏への転出者数を抑制する取組みが引き続き必要である。
- ・現在、各省が連携し、地方移住等を含む地方創生に資する関連施策を積極的かつ多角的に推進しているところであり、今後、これらの施策効果を通じて、三大都市圏から地方圏への転出者の増加につなげることが必要と考えられる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課（課長 菊池 雅彦）

関係課： なし

業績指標 9 4

都市再生誘発量（基盤整備等の民間投資を誘発する事業が行われた区域等の面積の合計）

評 価

A	目標値：13,500ha（令和3年度） 実績値：5,101ha（平成30年度） 初期値：－（平成28年度）
---	---

（指標の定義）

我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等となった面積の合計を計上。

（目標設定の考え方・根拠）

民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

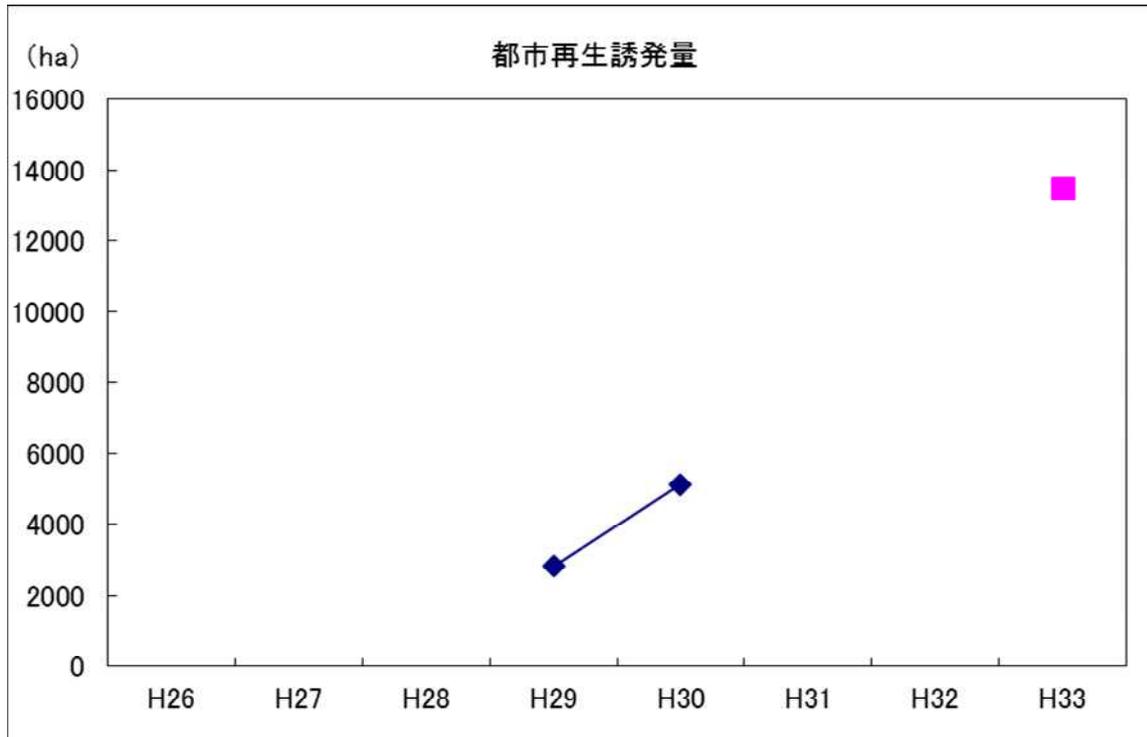
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
—	—	—	2,845 ha	5,101 ha	



主な事務事業等の概要

○都市再構築戦略事業の推進

拡大した市街地において、人口密度の低下や高齢者の急増により都市の生活や企業活動を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化）の維持が困難となるおそれがある中、まちの拠点となるエリアへ医療等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金 8886 億円（平成 30 年度）の内数。

○都市再生区画整理事業の推進

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金 8886 億円（平成 30 年度）の内数。

○都市再生機構によるコーディネート業務等（都市再生コーディネート等推進事業）

都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構がコーディネート業務等を実施する。

予算額：11.80 億円（平成 30 年度）

○税制上の特例措置

①特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る 1,500 万円特別控除制度（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置

②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税）

・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率

・仮換地指定後 3 年以内に、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の軽減税率

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

（事務事業等の実施状況）

都市再構築戦略事業や都市再生区画整理事業により、まちの拠点となるエリアへの都市機能誘導による持続可能な都市構造への再構築や中心市街地等の基盤整備による街区再編等を通じて、民間事業者等の都市再生への投資を誘導している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 堤 洋介）

都市局市街地整備課（課長 渡邊 浩司）

住宅局市街地建築課（課長 田中 敬三）

関係課：該当なし

業績指標 95

文化・学術・研究拠点の整備の推進（関西文化学術研究都市における立地施設数）

評価

B	目標値：150施設（令和元年度） 実績値：146施設（平成30年度） 初期値：133施設（平成28年度）
---	--

（指標の定義）

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。

- ・ 研究施設（研究施設、技術開発施設）
- ・ 大学（大学・短大）
- ・ 文化施設（都市の文化の発展に寄与する施設）
- ・ 交流施設（文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設）
- ・ 宿泊研修施設（研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設）
- ・ その他（基本方針または建設計画に掲げる施設等）

（目標設定の考え方・根拠）

本指標は、都市建設の進捗状況の評価しうるものであり、その数の増加は、我が国及び世界の文化等の発展に資するものである。

関西文化学術研究都市における立地施設数の推移は、平成24年度：3件、平成25年度：3件、平成26年度：5件、平成27年度：3件、平成28年度：4件であるほか、関係府県への企業誘致取組アンケートの結果を踏まえ、平成28年度の133施設を初期値に、令和元年度までに150施設を目指すこととする。

（外部要因）

景気の動向

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

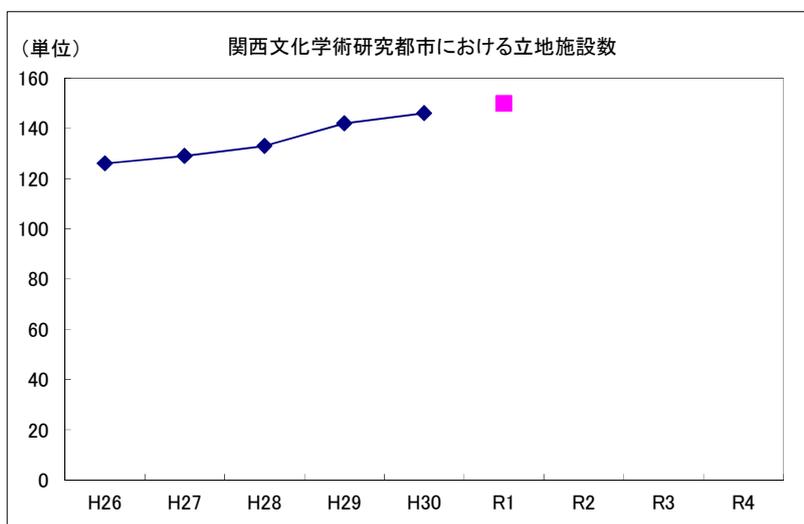
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H26	H27	H28	H29	H30
126	129	133	142	146



主な事務事業等の概要

関西文化学術研究都市建設促進法に基づき整備される文化学術研究施設について、一定規模以上の償却資産について、初年度の法人税の特別償却を認める特例措置（平成31年4月1日から令和3年3月31日まで）

- ・建物及び附属設備の取得金額が3億円以上の場合 6/100
- ・機械及び装置の取得金額が400万円以上の場合 12/100

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成30年度の実績値は146施設で、これまで着実に増加し、順調に推移してきており、令和元年度に、150施設の完成を目標としているが、現時点における企業の研究施設等の整備の進捗状況等から目標値に確実に届くとは現時点で言えない。

（事務事業等の実施状況）

関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設の税制上の特例措置

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成30年度の実績値は146施設で、着実に増加しており、令和元年度に、150施設の完成を目標としているが、現時点における企業の研究施設等の整備の進捗状況等から目標値を達成するとは確実に言えない状況にあるため、Bと評価した。

目標を達成するための課題として、学研都市と企業との間の土地利用目的のミスマッチや用途地域の規制等により新規立地がなかなか進まなかったことがあげられるが、建設計画や用途地域の変更を行い立地需要に柔軟に対応するなど、立地促進に向けた取組を行っているところである。また、令和元年度以降、共栄製茶(株)京都テクノセンター等の開所が見込まれており、今後も新規立地が期待される。

関西文化学術研究都市における立地施設数の推移は、平成29年度：9件、平成30年度：4件であり、令和元年度の目標値達成に向けて、引き続き、関西文化学術研究都市における新規立地を促進し、文化・学術・研究拠点の形成に向けて整備を進める必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市政策課

関係課：該当なし

業績指標 96

半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

評 価

B

目標値：1.00 未満
 (ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00 超)
 実績値：1.02 (平成29年)、集計中 (平成30年)
 初期値：なし

(指標の定義)

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 (総務省)」により、半島振興対策実施地域 (以下「半島地域」という) における社会増減率を算出する。半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。

※社会増減率：社会増減 (他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの) を、期間の期末人口で除したもの

・直近値：半島地域における平成29年社会増減率 $(\Delta 20,776(\text{社会増減数}) \div 4,112,364(\text{半島地域総人口}) \div 100 = \Delta 0.505\%$
 半島地域における過去5ヶ年平均の社会増減率 $(\Delta 0.505\% + \Delta 0.460\% + \Delta 0.468\% + \Delta 0.528\% + \Delta 0.500\%) \div 5 = \Delta 0.492\%$ (※平成30年社会増減率は集計中)

(目標設定の考え方・根拠)

半島振興法は平成27年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への「定住の促進」の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとしている。

評価年度の半島地域内における社会増減 (他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの) が過去5ヶ年の社会増減率の平均値よりも大きかった場合には1.00超 (転出増の値が拡大) となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満 (転出増の幅は縮小) を達成することとなる。

(外部要因)

災害、景気変動

(他の関係主体)

半島地域をその区域に含む22道府県と194市町村

(重要政策)

【施政方針】なし

【閣議決定】

「経済財政運営と改革の基本方針2018 (平成30年6月閣議決定)」
 において、「・・・人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。(第2章 6.(5))」とされている。

「国土形成計画 (平成27年8月閣議決定)」

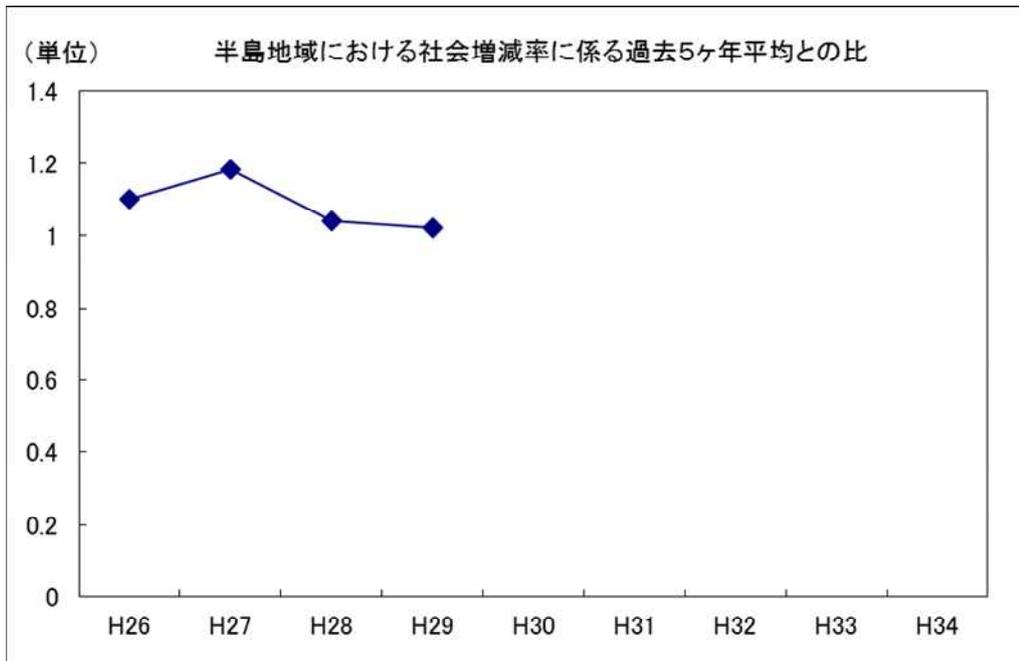
において、「・・・半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然とのふれあいの場及び機会の提供等、我が国において多岐にわたる役割を果たしているとともに、我が国の国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、我が国における役割が引き続き果たされていくことが必要である。・・・豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。(第2部 第1章 第6節(4))」とされている。

【閣決 (重点)】なし

【その他】

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」は、平成26年度調査 (平成25年度の数值) から、年度区切りではなく暦年区切りとされている。

過去の実績値				(年)
H26	H27	H28	H29	H30
1.10	1.18	1.04	1.02	集計中



主な事務事業等の概要

- ・半島地域振興対策事業経費（平成30年度）
半島地域における産業振興、交流促進、定住促進への支援
（予算額：87百万円）
- ・半島地域における工業用機械等に係る割り増し償却制度（所得税・法人税）（平成32年度末まで適用）
半島地域において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供するために取得される、機械・装置、建物・附属設備、構築物について、5年間の割増償却を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値は、平成27年度の法改正以降、目標値に近づきつつあるが、平成30年度（集計中）において目標値を達成できない可能性があり、順調でない判断した。

（事務事業等の実施状況）

- ・半島地域の複数の取組主体が実施する地域の特性を活かした交流促進、産業振興又は定住促進事業に対して所要の補助（半島振興広域連携促進事業）を行った（半島22道府県中18道府県）。
- ・半島地域の産業振興促進計画を策定している市町村においては、事業者に5年間の割増償却や固定資産税等の不均一課税が認められていることから、産業振興促進計画の策定率向上及び税制活用実績数増加を図るため、市町村への制度説明会、税理士会連合会への周知等を行い普及促進に努めた。
- ・半島地域への移住・定住等の促進に向けた現状の課題整理及び分析を行い、移住・定住等の魅力発信するための調査及びPRイベントを開催した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成29年度の実績値（平成30年度実績値は集計中）は、これまでと比較して目標値に近づいており、状況は改善傾向にあるが、半島地域において依然として地理的条件不利性による地域産業の低迷、高齢化の進行、若年層を中心とした人口流出、地域コミュニティの弱体化等の課題が存在していることから、目標達成までに至らなかったためB評価とした。

一方で、半島振興広域連携促進事業の事業実施件数の増加に加え、産業振興促進計画の策定率の大幅な向上（99%超）及び税制適用件数の増加等、継続した半島振興地域の課題解消に向けた取組の効果は漸次指標に現れると考えられる。

今後も関係地方公共団体や半島地域の民間団体に対して、半島振興法並びに事業の意義及び内容について、継続して丁寧な説明、取組支援等を行い、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住促進を図るとともに、税制適用件数の増加に努めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土政策局地方振興課半島振興室長 坂入 倫之
関係課：

業績指標 97

共助等による除雪体制が整備された市町村の割合

評価

B

目標値：約80%（令和4年度）
実績値：67%（平成30年度）
初期値：66%（平成29年度）**（指標の定義）**

豪雪地帯に指定されている市町村（532市町村）のうち、共助等による除雪体制が整備された市町村の割合（共助等による除雪体制が整備された豪雪地帯の市町村数／豪雪地帯の市町村数）。

共助等による除雪体制とは、雪処理について支援を要する高齢者世帯等（以下、「要支援世帯」という）に対し、平時から共助等による雪処理を支援することができる体制とする。

体制整備の要件は以下のいずれかを実施できる体制とする。

- ・「地域コミュニティによる共助除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている
- ・「地域内外の担い手（ボランティア等）による除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている。

（目標設定の考え方・根拠）

高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。

このような状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備（雪処理の担い手の確保）」に係る規定が追加された。

高齢化・過疎化が進み、雪処理の担い手が不足している豪雪地帯の市町村において、令和4年度を目途に、全532市町村の約80%となる425市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。

（外部要因）

過疎、高齢化、気象変動

（他の関係主体）

- ・関係省庁（内閣府、警察庁、消防庁、総務省、農林水産省等）
- ・豪雪地帯の指定を受けた24道府県及び532市町村
- ・自治会 等

（重要政策）**【施政方針】**

なし

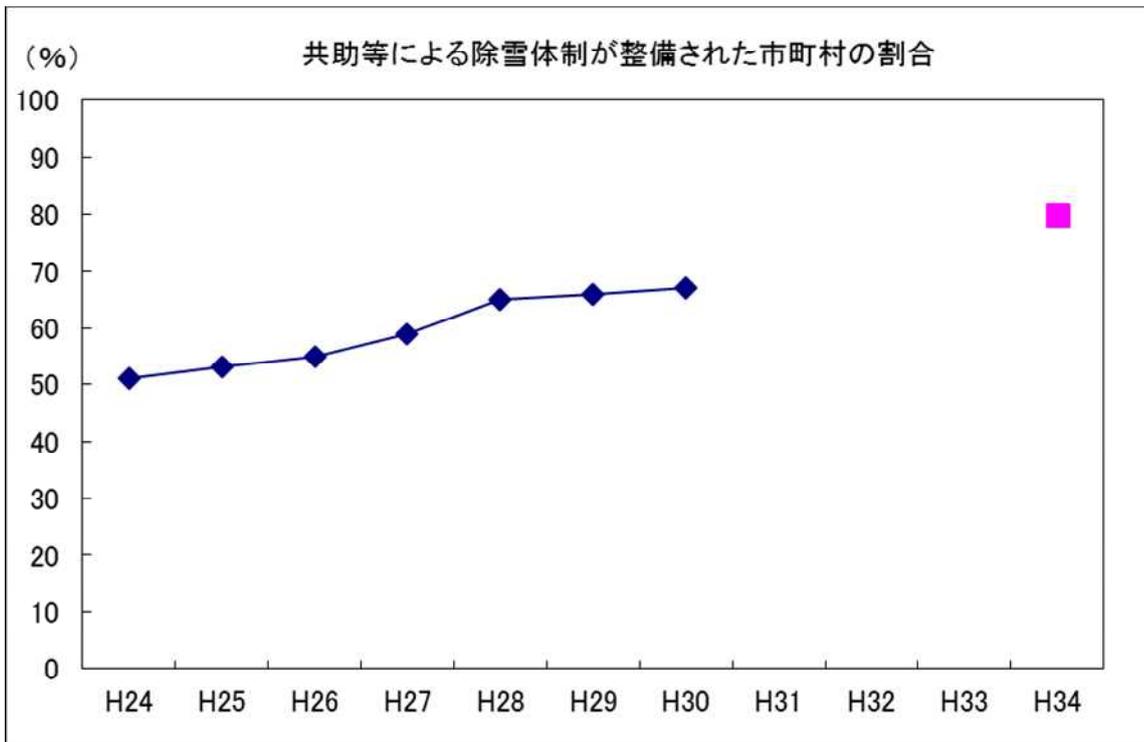
【閣議決定】

豪雪地帯対策基本計画（平成24年12月7日）

国が策定する豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となる計画

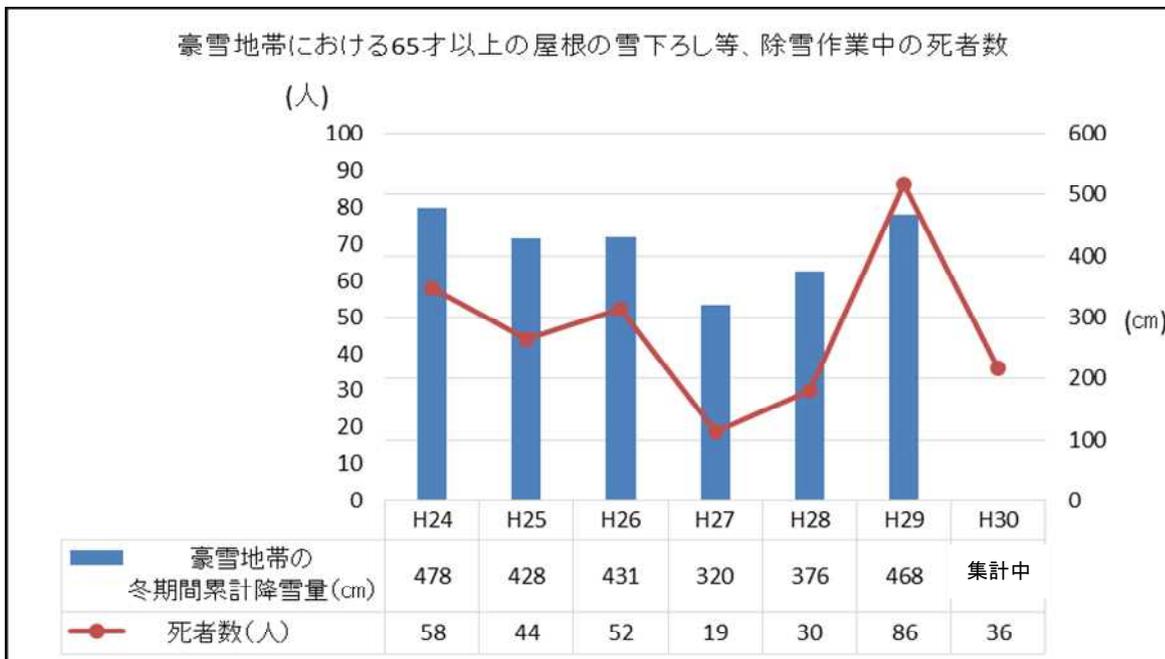
【閣決（重点）】**【その他】**

過去の実績値（初期値（H29）以前の実績値も含む）						（年度）
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
51%	53%	55%	59%	65%	66%	67%



※豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数

過去の実績値						（年度）
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
58人	44人	52人	19人	30人	86人	集計中



主な事務事業等の概要

・豪雪地帯に係る調査・検討

豪雪地帯の現状・課題を把握し、豪雪対策に関する行政ニーズの変化に対応するとともに、地域コミュニティの形成により防災力向上を図り、安全・安心な雪国の形成の視点等により、豪雪地帯対策に関する調査・検討を行う。

予算額：31百万円（平成30年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値は、上昇傾向にあるが、微増であるため、順調でないと判断した。

（事務事業等の実施状況）

・雪害による被災者の事故原因分析、地方公共団体に係る降積雪状況・防除雪施設状況等の基礎的なデータの収集・分析を実施。また、H24.3の法改正時、H24.12の基本計画変更時において追加規定となった雪処理の担い手確保や雪冷熱エネルギー活用等の分析・検討を行った。

・豪雪地帯における雪処理の担い手の確保・育成を通じて、共助等による効率的・効果的な地域除排雪体制の整備を推進するため、先導的で実効性のある地域の実情に即した克雪体制整備の取組を支援するとともに、その取組を取組事例集としてとりまとめ、HPによる周知を図るとともに、関係する地方公共団体等に克雪体制整備の普及拡大への協力要請を行った。

・克雪体制づくりの課題に直面している豪雪地帯の市町村等に対して、共助除排雪体制の整備促進及び除排雪に関する安全対策の強化を図るため、克雪体制について、専門的な知識や豊かな経験を有する者を地域アドバイザーとして派遣し、助言等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成30年度の実績値は、初期値設定から上昇傾向ではあるが微増であり、令和4年度までに目標値を達成する上昇率ではなかったことから、現時点における評価は「B」とした。

・人口減少及び高齢化が著しい豪雪地帯においては、共助等による除雪体制の整備が強く求められているなか、地域では、体制整備のための人材の確保及びノウハウ不足が課題として指摘されている。

このため、今後もアドバイザー派遣等克雪体制整備に向けた取組への支援及びモデル的な取組事例の情報提供を通じて、豪雪地帯における共助体制の整備促進を図っていく。

※ 施策の効果をアウトカムの観点からも確認するため、「豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行った。

・過去の動向から、死者数は降雪量に左右される数値であるとみられるが、平成29年度の死者数が特に増加しているのは、当該年度において、平成に入ってから平均累計降雪量を上回る降雪となったためであると考えられる。なお、平成30年度の豪雪地帯の冬期間累計降雪量は集計中であるが、気象庁資料によると、北・東・西日本日本海側の冬の降雪量はかなり少なく、その影響もあり死者数は前年に比べ減少したものと考えられる。

・引き続き、「共助等による除雪体制が整備された市町村の割合」と併せて、「豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行っていくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課（課長 菊池 雅彦）

関係課：

業績指標 98

特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数*

評価

A	目標値：46件（令和2年度） 実績値：38件（平成30年度） 33件（平成29年度） 初期値：8件（平成26年度）
---	--

（指標の定義）

都市再生特別措置法第19条の2に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の中で、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業の事業完了数。

（目標設定の考え方・根拠）

大都市の国際競争力強化のための基盤整備の推進を測る指標として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画に記載された都市開発事業の完了を見込んで設定する。

（外部要因）

景気の動向、関係者間調整 等

（他の関係主体）

地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者 等

（重要政策）

【施政方針】

【閣議決定】

経済財政改革の基本方針2018（平成30年6月15日）

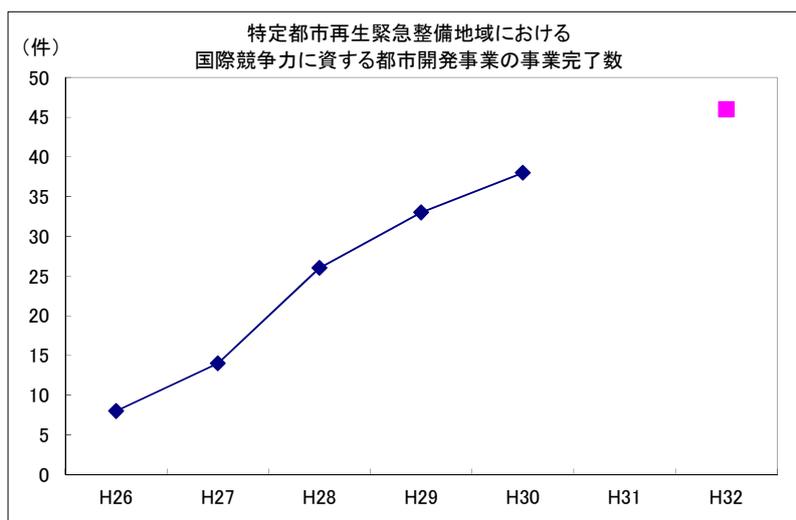
人口減少時代を見据え、国際競争力のあるインフラの重点化、生活インフラの集約・統合、大都市における医療介護施設不足、過疎地の公共交通対策等の課題への対応等、制度改革の全体像を描き、着実に取組を推進する。（第3章4）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

過去の実績値				(年度)
H26	H27	H28	H29	H30
8件	14件	26件	33件	38件



主な事務事業等の概要

○国際競争拠点の整備の推進

国際競争拠点都市整備事業により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備を推進する。（平成30年度：147億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

過去の実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

(事務事業等の実施状況)

都市再生特別処置法に基づく特定都市再生緊急整備地域において、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる地域の拠点や基盤となる都市拠点のインフラの整備等の事業に対して重点的かつ集中的に支援していく。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、Aと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：市街地整備課（課長 渡邊 浩司）

街路交通施設課（課長 本田 武志）

関係課：まちづくり推進課官民連携推進室（室長 三浦 良平）

業績指標 9 9

立地適正化計画を作成する市町村数*

評 価	
A	目標値：300 市町村(令和 2 年) 実績値：231 市町村 (平成 30 年度) 初期値：-

(指標の定義)

立地適正化計画を作成する市町村数

(目標設定の考え方・根拠)

・立地適正化計画を作成する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が促進される。

(外部要因)

—

(他の関係主体)

市町村 (立地適正化計画の作成主体)

(重要政策)

【施政方針】

—

【閣議決定】

- ・都市再生特別措置法 (平成 14 年 4 月 5 日法律第 22 号)
 - ・経済財政運営と改革の基本方針 2018 (平成 30 年 6 月 15 日)
- 立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。(第 3 章 4. (2)) 等

- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018 改訂版 (平成 30 年 12 月 21 日)

地域の特性に即し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した交通ネットワークの形成を基礎とした多層的な地域構造を構築し、日常生活サービスや高次都市機能等を持続的に提供できる活力ある地域を形成する。

(Ⅲ. 1. (2). 基本目標④) 等

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 (平成 30 年 6 月 15 日)

立地適正化計画、地域公共交通網形成計画等に取り組む地方公共団体に対して、引き続き、関係省庁が連携したコンサルティングや支援施策の充実を行い、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

(Ⅲ. 5. (3)) 等

- ・未来投資戦略 2018 (平成 30 年 6 月 15 日)

「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性向上や民間投資の喚起等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。(第 2. 3. 2. (2))

- ・ニッポン一億総活躍プラン (平成 28 年 6 月 2 日)

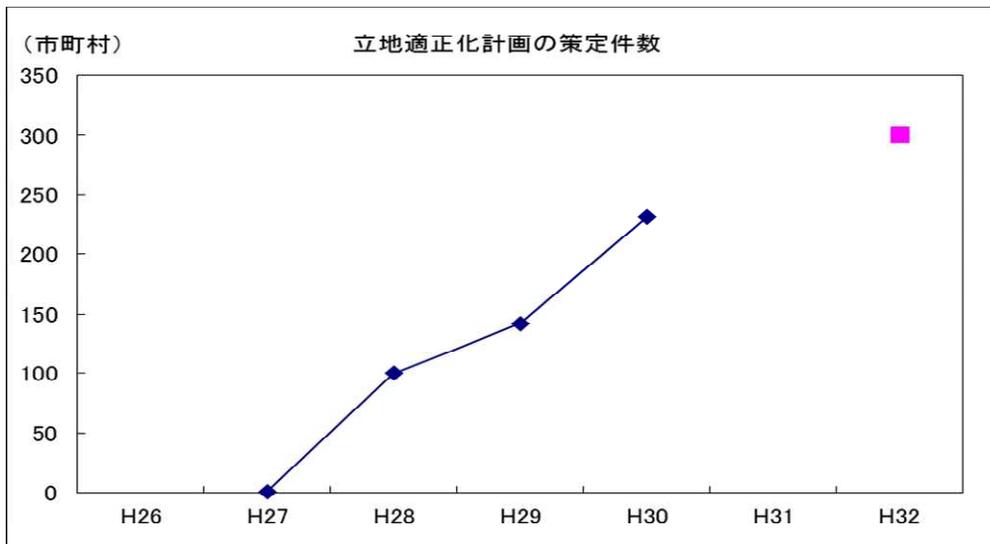
持続可能な都市構造を実現する観点から、都市のコンパクト化の取組を促進するとともに、その多様な効用を明らかにしつつ、公共施設の集約・統廃合等や未利用資産の有効活用を推進する。(5. (12)) 等

【閣決(重点)】

- ・社会資本整備重点計画 (平成 27 年 9 月 18 日)「第 2 章に記載あり」

【その他】

過去の実績値				(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
—	1 市町村	1 0 0 市町村	1 4 2 市長村	2 3 1 市町村



主な事務事業等の概要

コンパクトシティ形成支援事業

市町村による立地適正化計画の作成等に対する補助制度。

予算額：4.9 億円（令和元年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調である。

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

コンパクトシティの形成を促進するため、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、省庁横断的に市町村による立地適正化計画の作成等を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が目標値に対するトレンドを上回っており、目標達成に向けた成果を示しているため、A と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市計画課（課長 楠田 幹人）

関係課：

業績指標 100
自動二輪車駐車場の整備比率

評価

A	目標値：53.0（令和2年度） 実績値：50.7（平成29年度） 初期値：49.2（平成27年度）
---	---

（指標の定義）
 自動二輪車駐車場の整備比率＝自動二輪車駐車場供用台数／（自動二輪車保有台数／1,000）

（目標設定の考え方・根拠）
 直近3か年の自動二輪車駐車場整備比率の平均伸び率である1.5%のトレンドで目標を設定。

（外部要因）

（他の関係主体）
 地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

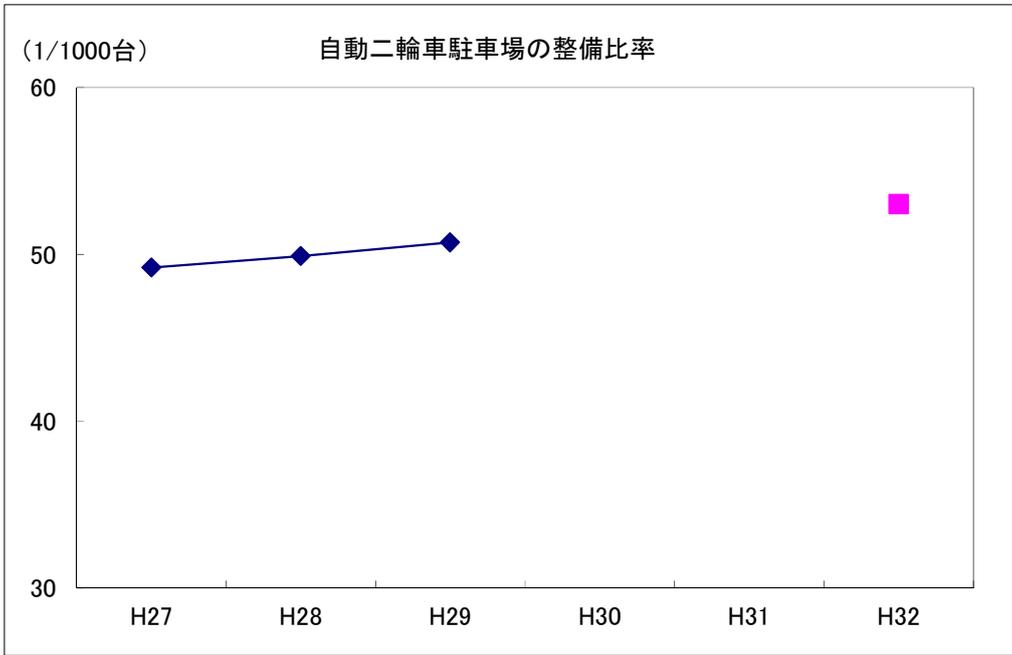
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値				(年度)
H27	H28	H29	H30	R1
49.2	49.9	50.7	集計中	



主な事務事業等の概要

各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進することにより自動二輪車駐車場整備を推進するとともに、既存の駐車場や自転車等駐車場への自動二輪車の受け入れを推進するため、地方公共団体を対象とした担当者会議等において働きかけを行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

自動二輪車駐車場の整備比率は着実に高まってきており、これまでの傾向のまま推移した場合、概ね目標値を達成する見込みである。

(事務事業等の実施状況)

平成30年度の実績値は集計中であるが、当該年度においては、地方公共団体に対し、全国駐車場政策担当者会議において自動二輪車駐車場の整備や既存駐車場等への自動二輪車の受入れについて働きかけを行ったほか、自動二輪車の駐車対策に関する技術的助言を発出した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

自動二輪車駐車場の整備比率は、目標達成に向けて着実に推移している。また、今後の取組として、地方公共団体等に対し、平成30年度に発出した技術的助言について全国駐車場政策担当者会議等の場において引き続き周知徹底を図るとともに、自動二輪車駐車対策を検討中の地方公共団体へ直接的な働きかけを行うことで、自動二輪車駐車場の整備を促進することとし、「A」と評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局街路交通施設課（課長 本田 武志）

関係課：

業績指標 101

中心市街地人口比率の増加率

評価

B	目標値：前年度比 0.2%増 実績値：集計中 (平成30年度) 0.04%増 (平成29年度) 初期値：0.13%増 (平成25年度)
---	--

(指標の定義)

市全域の人口に対する中心市街地（商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なか居住を推進すべき地域※）人口の比率の増加率。

※ 中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。

※ 中心市街地人口比率：市中心部の3Km×3Kmの区域に含まれる町丁目の人口／市域全体の人口
 中心市街地人口比率の増加率 $((A - B) / B)$

A：当該年度の中心市街地人口比率

B：前年度の中心市街地人口比率

(目標設定の考え方・根拠)

中心市街地の活性化が望まれる地区において、街なかへの多様で良質な住宅整備による街なか居住の推進や街なかへの公共施設等の賑わい施設の導入などにより、居住・商業・公共的サービス等のバランスのとれた中心市街地へと再生させ、中心市街地に人口を呼び戻すことは、「街なか居住・街なか再生を促進する」という政策目標に対するアウトカム（成果）であり、そのアウトカムに着目した業績指標として中心市街地人口比率の増加率を設定する。

市全域の人口に対する中心市街地の人口比率が増加するということは、街なか居住の実現や、街なかにおける賑わい創出、生活の質の向上によるコンパクトシティ化が図られたことが推測でき、街なか居住・街なか再生といった政策目標の達成状況を測るためのアウトカム指標として有効である。

中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向けてのメルクマールであり、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。

(外部要因)

市町村合併による市全域の人口増、民間による投資動向（郊外の住宅地、大型商業施設への投資等）

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体） 等

(重要政策)

【施政方針】なし

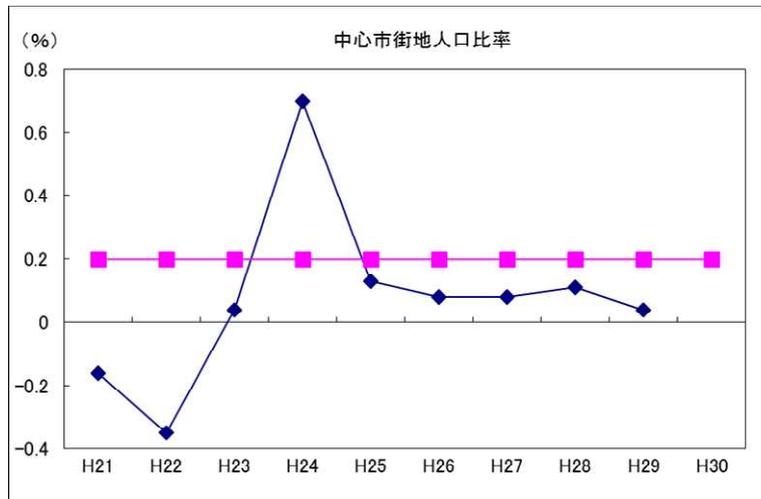
【閣議決定】

- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
- 一．日本産業再興プラン 5．立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上

【閣決（重点）】なし

【その他】なし

過去の実績値									(年度)
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
▲0.16%	▲0.35%	0.04%	0.7%	0.13%	0.08%	0.08%	0.11%	0.04%	集計中



主な事務事業等の概要

- 地方都市等の中心市街地等における居住機能の回復に対する支援
中心市街地において一定の要件を満たす住宅整備に対し、住宅市街地総合整備事業（街なか居住再生型）による支援を行い、街なか居住の推進を図っている。
予算額：住宅市街地総合整備事業（社会資本整備総合交付金 8,940 億円 [当初予算] の内数（平成 29 年度）、社会資本整備総合交付金 8,886 億円 [当初予算] の内数（平成 30 年度））
- 中心市街地における共同住宅の供給を促進
中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図るため、平成 18 年度に優良建築物等整備事業に中心市街地共同住宅供給タイプを追加している。
予算額：優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金 8,940 億円 [当初予算] の内数（平成 29 年度）、社会資本整備総合交付金 8,886 億円 [当初予算] の内数（平成 30 年度））
- 暮らし・にぎわい再生事業
都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備などや、計画コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業で平成 18 年度に創設している。
予算額：暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金 8,940 億円 [当初予算] の内数及び防災・安全交付金 1.11 兆円の内数（平成 29 年度）、社会資本整備総合交付金 8,886 億円 [当初予算] の内数及び防災・安全交付金 1.11 兆円の内数（平成 30 年度））
- 中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税・法人税・個人住民税）
中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指標の動向については、平成 28 年度は 0.11% 増加、平成 29 年度は 0.04% 増加と目標値の達成には至っていないものの、平成 23 年度以降は中心市街地の人口比率は増加傾向にあることから、一定の効果があるものと考えられる。

なお、平成 30 年度の実績値の算定は、令和元年 12 月までに集計予定。

（事務事業等の実施状況）

住宅市街地総合整備事業（街なか居住再生型）や優良建築物等整備事業（市街地住宅供給型）などの施策により街なか居住の推進を、暮らし・にぎわい再生事業などにより都市機能の向上やそれらの計画作成・コーディネートについて支援し、中心市街地の活性化を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

人口減少等に伴う社会情勢の変化により、中心市街地の人口比率の増加率の伸びは鈍化しており、目標を達成していないため「B」と評価した。しかしながら、平成 23 年度以降の中心市街地の人口比率は増加傾向を示していることから、中心市街地の活性化を長期的な視点で推進すべく、目標を前年度比 0.2% 増とし、引き続き支援制度の活用促進や税制特例措置といった各種施策を講じることで、街なか居住や街なか再生の実現を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局市街地建築課（課長 田中 敬三）
 関係課：都市局まちづくり推進課（課長 堤 洋介）
 都市局市街地整備課（課長 渡邊 浩司）
 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 山下 英和）

業績指標 102

物流拠点の整備地区数

評価

A	目標値：97地区（令和3年度） 実績値：92地区（平成30年度） 87地区（平成29年度） 初期値：80地区（平成28年度）
---	---

（指標の定義）

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業等及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

（目標設定の考え方・根拠）

総合物流施策大綱（2013-2017）に基づく「総合物流施策推進プログラム」に掲げられた取組みに関する進捗状況を反映し、令和3年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）

地元との調整等

（他の関係主体）

地方公共団体等（事業施行者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

総合物流施策大綱（2013年度～2017年度）（平成25年6月25日）

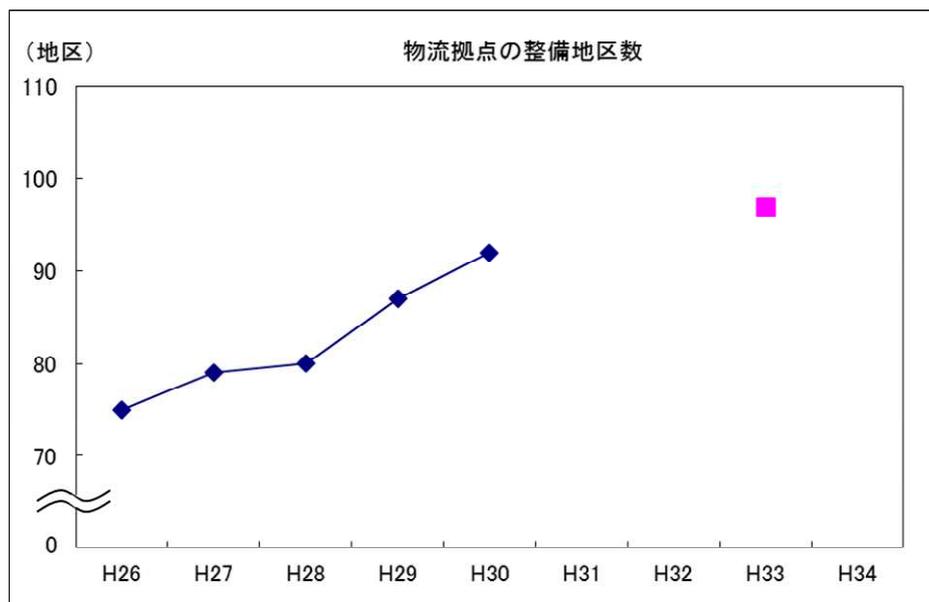
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
75	79	80	87	92	



主な事務事業等の概要

○流通業務市街地の整備の推進

流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

過去の実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

(事務事業等の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、Aと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局市街地整備課（課長 渡邊 浩司）

関係課： 該当なし